

第2次小美玉市行財政改革実施計画
アクションプラン
(平成23年度～平成27年度)



平成23年3月
小美玉市

目 次

1	アクションプランの概要	1
(1)	策定の目的	1
(2)	計画期間	1
(3)	計画の進行管理	1
(4)	計画の見直し	1
2	計画の体系	2
3	具体的な実施項目	3
	基本方針【 】市民主体によるまちづくりの推進	3
	重点事項(1) 協働による市政の推進	3
	推進項目1 市民参画の推進	3
	実施項目 1 市審議会等における女性参画の推進	3
	実施項目 2 小美玉市まるごと文化ホール計画の策定	4
	推進項目2 市民との協働体制の確立	4
	実施項目 3 協働推進プログラムの策定	4
	実施項目 4 新たなコミュニティの構築	5
	実施項目 5 認知症高齢者見守り支援事業	5
	実施項目 6 仮称「地域生活支援ネットワークシステム」の設立	6
	重点事項(2) 公正の確保と透明性の向上	6
	推進項目3 行政情報の多角的な提供	6
	実施項目 7 工事案内を市公式ホームページに導入	6
	実施項目 8 市議会ホームページの充実	7
	実施項目 9 A E Dステーション(仮称)認定制度の実施	7
	推進項目4 説明責任の確保	8
	実施項目 10 入札・契約に係る情報の公表	8
	実施項目 11 広聴機能の強化	8
	実施項目 12 公文書管理のシステム化	9
	基本方針【 】効率・効果的な行財政システムの構築	10
	重点事項(3) 市民サービスの向上と行政運営の効率化	10
	推進項目5 行政サービスの改善	10
	実施項目 13 職員の提案制度	10
	実施項目 14 まちづくり特例市制度・権限移譲事務の拡充	10
	実施項目 15 窓口サービスの向上	11
	実施項目 16 高齢者福祉サービスの見直し	11
	実施項目 17 公共交通の見直し	12

実施項目 18	市税等納付機会の拡充	12
推進項目 6	事務事業の見直し	13
実施項目 19	事務処理マニュアルの作成	13
実施項目 20	公金収納情報のデータ化	13
実施項目 21	入札契約制度の改善	14
実施項目 22	民間委託の推進	14
実施項目 23	行政評価システムの確立	15
推進項目 7	I C Tの効果的な活用	15
実施項目 24	情報提供の推進	15
実施項目 25	チケットオンラインシステムの導入	16
実施項目 26	電子申請・届出の推進	16
重点事項(4)	公の施設の適正配置と再編	17
推進項目 8	公の施設の適正化	17
実施項目 27	公の施設の機能・配置の見直し	17
実施項目 28	史料館施設の見直し	17
実施項目 29	市管理公園の管理形態の見直し	18
実施項目 30	公立幼稚園の再編	18
実施項目 31	小中学校教育環境の整備	19
推進項目 9	公の施設の運営方法の見直し	20
実施項目 32	民間活力の導入	20
実施項目 33	小川温泉寿荘の指定管理者制度への移行	20
実施項目 34	四季健康館・小川保健相談センター・玉里保健 福祉センターの指定管理者制度への移行	21
実施項目 35	公民館施設等の運営・配置の見直し	21
実施項目 36	やすらぎの里小川の運営方法の見直し	22
実施項目 37	羽鳥保育所の運営方法の見直し	22
実施項目 38	スポーツ関連施設の運営方法の見直し	23
実施項目 39	地区運動場など協働管理の推進	23
実施項目 40	学校給食センターの運営方法の検討	24
重点事項(5)	効率的な組織と職員の意識改革	24
推進項目 10	効率的な組織と広域行政の推進	24
実施項目 41	投票所の再編	24
実施項目 42	組織・機構改革の検討、実施	25
実施項目 43	消防行政の広域化	25
実施項目 44	(仮称)ごみ処理施設の広域化整備事業	26
実施項目 45	消防救急無線並びに消防指令業務の広域化	26

1. アクションプランの概要

(1) 策定の目的

本市では、平成18年3月に「行財政改革大綱」及び、これに基づく具体的な実施計画である「集中改革プラン」を策定し、行財政改革を進めてきました。

これまでの大綱及び実施計画の計画期間が平成22年度で最終年度を迎えるにあたり、今までの改革努力を土台として、今後における新たな行財政課題に対応するため、時代に即応し、新たな視点に立った「第2次小美玉市行財政改革大綱」を策定しました。

本プランは、新たに策定した「第2次小美玉市行財政改革大綱」に示した内容を、着実かつ集中的に推進するための具体的な取り組みを示した計画です。

(2) 計画期間

実施計画(アクションプラン)の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

(3) 計画の進行管理

計画を確実に実行していくために、市長を本部長とする行財政改革推進本部において、進行管理していきます。

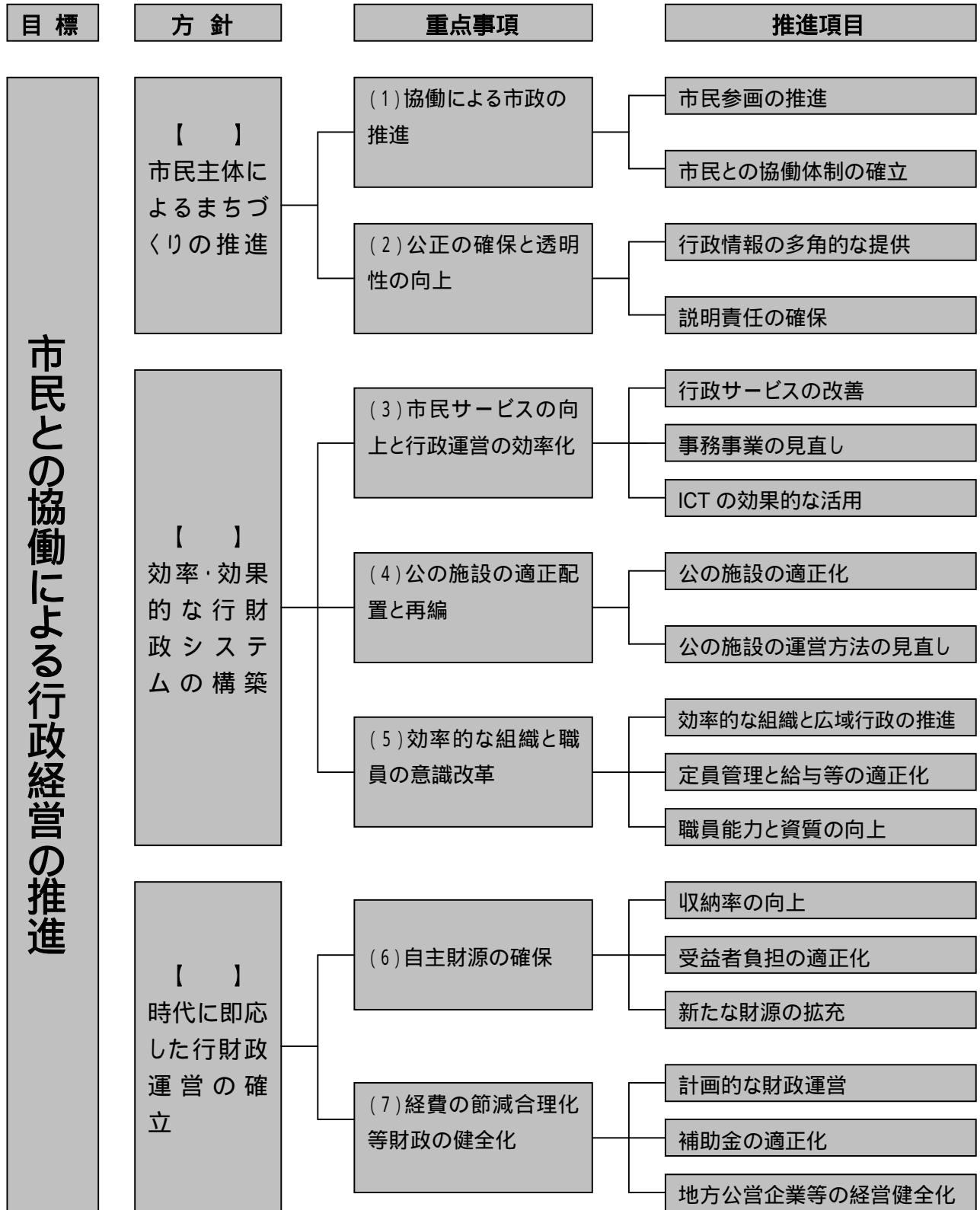
また、進捗状況については、各年度終了後に実施状況などの総括を行い、市の広報紙やホームページ等において、公表していきます。

(4) 計画の見直し

実施計画(アクションプラン)については、実施項目の改善状況や組織・機構の改正等を考慮しながら必要に応じて計画内容を見直すものとします。

また、実施計画に定めていないものであっても、行財政改革大綱の趣旨に則って必要性のある事務事業が新たに発生した場合は、関係部課と協議して実行に移すものとします。

2. 計画の体系



3. 具体的な実施項目

基本方針 【 】市民主体によるまちづくりの推進

重点事項 (1)協働による市政の推進

推進項目 1	市民参画の推進
--------	---------

No	1	実施項目	市審議会等における女性参画の推進				
推進担当課	企画調整課、関係各課						
現状・課題	<p>・平成 21 年より『男女共同参画条例』、平成 22 年度より男女共同参画推進計画『いとうりどりパレットプラン』が施行されており、男女共同参画の視点から各種施策が推進されているところである。しかしながら、意思決定の場への女性の登用率は低いままである。</p> <p>審議会等・・・女性委員は 97 人。総数は 513 人。女性登用率は 18.9%。</p> <p>市議会・・・女性議員は 2 人。総数は 24 人。女性登用率は 8.3%。</p> <p>行政委員会・・・女性委員は 2 人。総数は 47 人。女性登用率は 4.3%。</p> <p>区長・・・女性区長は 2 人。総数は 119 人。女性登用率は 1.7%。</p> <p>市役所・・・女性管理職（課長級以上）は 1 人。総数は 58 人。女性登用率は 1.7%</p>						
実施内容	<p>・審議会の女性委員の比率が低い要因として、各団体の役員等の主要ポストに女性が就いていないことなどが考えられるため、担当課に対して役職にこだわらない柔軟な対応や女性人材リストを作成し、その活用により、積極的な登用を働きかける。</p> <p>・審議会については女性登用率 35%を目指し、女性委員ゼロ審議会を解消する。</p> <p>・あらゆる機会に、女性委員推薦の働きかけを行う。</p>						
	年度別計画	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
	女性人材リストの作成・活用	検討	実施				
女性委員推薦の働きかけ	実施						
効果	<p>・市の政策及び方針決定過程へ多様な視点が導入され、幅広い議論と新たな発想が期待できる。</p> <p>・人口の半分を占める女性を委員として登用し、男女の人数をなるべく均衡させることで市の審議会等は、幅広い市民の意見を反映できるような委員構成になる。</p>						

No	2	実施項目	小美玉市まると文化ホール計画の策定			
推進担当課	生活文化課					
現状・課題	<p>・みの～れは「3つの“つ”(H20.4月1日ミッション制定)」、アピオスは「共に支えあう自由空間(H21.3月28日ミッション制定)」、玉里文化ホールは生涯学習の拠点として、それぞれ個性と方向性を明確に打ち出している。3館が連携し、それぞれの特性を活かした市民参画による事業展開を図るため、指針となる全体計画が必要となる。そのため、公共ホール運営委員会の中に「小美玉市まると文化ホール計画策定プロジェクトチーム」を置き、市民と行政の協働による計画策定を目指すため、まちづくり専門家をコーディネーターに据え、平成22年度は4回の会議(ミニ講義+ディスカッション)とシンポジウムを開催した。引き続き、計画策定に着手する必要がある。</p>					
実施内容	<p>・会議及びシンポジウムを開催し、その意見を踏まえてプロジェクトチームが計画を草案し、公共ホール運営委員会にて検討後、市長に提言する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	計画策定・提言	→				
	シンポジウム	実施				
効果	<p>・3館の連携強化。 ・市民参画による協働体制の確立。 ・専門家や先進事例から学び、見識を深めることができる。</p>					

推進項目2 市民との協働体制の確立

No	3	実施項目	協働推進プログラムの策定			
推進担当課	地域振興課					
現状・課題	<p>・小美玉市自治基本条例の基本原則である協働においては、どのようにして市民と行政とが協働を実現していくかが、具体的にしめされていないため、本プログラムにおいて、コミュニティ組織等との協働のあり方、協働の仕組みを明らかにし、積極的な市民活動が行えるようにすることが必要である。</p>					
実施内容	<p>・市内で活動するコミュニティ組織、団体等の代表者や識見者などによる策定委員会等を組織し、プログラム策定の進め方や、アンケート調査などによる現状課題の整理などを行い、方針・方策、素案を作成し、パブリックコメント、議会報告などを経て施行する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	プログラムの策定・施行	→				
	進行管理	実施				
効果	<p>・地域で活動するコミュニティ組織や団体などの柔軟な発想や行動と行政が一体となることにより、地域や市が抱える課題等の解決が円滑になり、充実した市民生活の実現が図られる。</p>					

No	4	実施項目	新たなコミュニティの構築			
推進担当課	地域振興課					
現状・課題	<p>・本市では、住民自治の確立を目指すとともに、協働体制の確立における牽引役として、まちづくり組織条例に基づく「学区組織」の構築を推進している。学区組織は、現在、12小学校区のうち7小学校区において設立されており、活発なコミュニティ活動が推進されている。今後は、市内全域での均等ある住民自治及び協働体制の確立を図るため、未設立学区において理解を求め早急な組織の設立が必要である。</p>					
実施内容	<p>・平成27年度を目標に、5小学校区において毎年1組織の設置を目指し、対象学区の行政区長等へ概要説明を実施するとともに、継続して市広報紙、ホームページ等による啓発活動を推進する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	行政区長への概要説明					→
	実施					
広報紙等による啓発活動						→
	実施					
効果	<p>・市内全域での均等ある住民自治及び協働体制の確立が図られる。</p>					

No	5	実施項目	認知症高齢者見守り支援事業			
推進担当課	介護福祉課					
現状・課題	<p>・本市では、認知症に対する市民の理解を得るために「認知症サポーター養成講習会」や広報紙等による啓蒙普及を図ってきた。現在、介護認定を受けている高齢者の8割に認知症状が見られ、今後、高齢者の増加とともに認知症高齢者の増加が懸念される。また、若年型認知症や認知症高齢者を抱える家族の介護負担や精神的負担は計り知れず、地域で安全に安心して認知症の方々が生活していける街づくりが課題となっている。</p>					
実施内容	<p>・認知症高齢者等見守り支援事業として、地域住民(近隣市民・商店街・郵便局・タクシー会社そのほか)や関係機関(病院・消防・警察・介護サービス事業者等)からなる「見守り支援ネットワーク会議」の開催</p> <p>・徘徊の早期発見対策として、見守り支援ネットワークの設立及び徘徊高齢者家族支援サービス事業の設立(徘徊高齢者GPS機能付機器を利用した助成事業)</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	見守り支援ネットワーク会議の開催					→
	実施					
見守り支援ネットワーク						→
実施						
徘徊高齢者家族支援サービス事業						→
実施						
効果	<p>・認知症高齢者等の安全な生活の確保。</p> <p>・家族支援の拡大。</p> <p>・二次的な効果として市民の連携機能の強化。</p>					

No	6	実施項目	仮称「地域生活支援ネットワークシステム」の設立			
推進担当課	介護福祉課、関係各課					
現状・課題	<p>・少子高齢化が進む中、単独・高齢者世帯・核家族化など世帯構造も変化しており、地域の問題に対してそれぞれの関係する課の中で現在は対処しているが、複雑化した問題の対応が困難なケースもある。そうした問題を解決するためには、まちづくり活動支援やNPO・ボランティア活動支援、社会福祉協議会の福祉員制度・地域ケアシステム等の市民の有する力を活用し、様々な問題に即対応できるような各課を超えたネットワークを構築し、市民主体のまちづくりを目指す必要がある。</p>					
実施内容	<p>・地域福祉等に関する既存の制度やシステムの把握を行い、効率的・効果的に運用できるネットワーク作りを行う。仮称「地域生活支援ネットワークシステム設立準備チーム」を設置し、関係機関(市民生活部会・保健福祉部会・教育部会・消防部会・社会福祉協議会・その他)からなる準備チームにおいて検討する。</p> <p>・既存制度と活動内容の把握を実施し、仮称「地域生活支援ネットワークシステム」を設立する。また、モデル地区を選定し、運用状況の確認と見直しを行う。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	仮称「地域生活支援ネットワークシステム設立準備チーム」の設置	実施				
	既存制度と活動内容の把握	実施				
	仮称「地域生活支援ネットワークシステム」設立	検討	実施			
運用状況の確認と見直し			実施			
効果	<p>・サービスの効率化と適切な制度の運用。</p> <p>・社会資源の活用促進及び共助(システム化された支援)の提供。</p>					

重点事項 (2) 公正の確保と透明性の向上

推進項目3 行政情報の多角的な提供

No	7	実施項目	工事案内を市公式ホームページに導入			
推進担当課	建設課、下水道課、管理課、水道課					
現状・課題	<p>・工事案内は工事周辺地区のみに回覧という形で実施しているため、周辺地区の方しか工事状況がわからない現状である。</p>					
実施内容	<p>・市公式ホームページに迂回路等の表示をすることで、工事状況を広く周知する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	システム及び各課調整し、ホームページに導入	準備	実施			
効果	<p>・市内の工事箇所が一目でわかり、交通の円滑化、渋滞の緩和が期待される。</p>					

No	8	実施項目	市議会ホームページの充実				
推進担当課	議会事務局						
現状・課題	<p>・定例議会及び臨時議会の会議録については、合併後の平成18年度からホームページに掲載している。現在はしおり機能を付け検索しやすい状況を作って掲載しているが、会議録の蓄積数が多くなっているため、現在のしおり機能による内容検索方法の見直しを行い、会議録全体の中から検索したい内容が、容易に検索できるなどの効率的な検索の方法等について検討する必要がある。</p>						
実施内容	<p>・会議録検索システムによる議会の情報公開の手法・効果について検討し導入する。</p>						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	他市町村の導入状況及び費用対効果等の調査	→ 実施					
	会議録検索システムの導入		→ 実施			→	
効果	<p>・市民の利便性の向上、市民ニーズに迅速に対応した議会活動の情報提供が図れる。</p>						

No	9	実施項目	AEDステーション(仮称)認定制度の実施				
推進担当課	消防本部警防課						
現状・課題	<p>・市内には、AED(自動体外式除細動器)を独自に設置している事業所が多々あるが、市民には、周知されていないのが現状である。</p> <p>　　今後は、いざという時のために、多くの市民にAED設置場所の周知を図る必要がある。また、AEDを使用できる人口の増加を推進するため、引き続き講習会等を実施していく必要がある。</p>						
実施内容	<p>・市内で、AEDを独自に設置している事業所に対し広報紙等で広く呼びかけ、応募してきた事業所をAEDステーションとして認定し、認定証を事業所に貼り付け、事業所付近で心臓停止者が出た場合には、いち早く手当ができる体制を、市・事業所が一体となり実施できる環境を作る。</p> <p>・AEDを取扱えるよう普通救命講習会を開催し、救命技能の有資格者を増加させる。</p>						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	要綱等の整備、制定	→ 実施					
	事業所の募集		→ 実施			→	
	事業所の認定、認定証の交付		→ 実施			→	
	普通救命講習会の開催		→ 実施			→	
効果	<p>・市民サービスの向上。</p> <p>・市、事業所一体となった安心、安全なまちづくり。</p>						

推進項目 4 説明責任の確保

No	10	実施項目	入札・契約に係る情報の公表				
推進担当課	管財検査課						
現状・課題	・発注見直し及び入札結果については、市公式ホームページにおいて公表している。 今後も関係法令に合わせ、公表事項を拡大していく必要がある。						
実施内容	・関係法令に合わせ、公表項目の拡大を図るとともに、情報公表の推進を図る。						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	ホームページの情報公表の推進	実施	→				
効果	・入札契約手続きの透明性の確保。						

No	11	実施項目	広聴機能の強化				
推進担当課	秘書広聴課						
現状・課題	・現在、市政モニター制度、市長へのはがき、市長との対話の日等、さまざまな広聴機会が制度化されており、運用されている。そこで寄せられた意見は、市長の決裁を経たのち、担当課からの回答をつけるなどして本人に対して回答している。 これらの意見は個人と行政間の回答等で完了してしまっていることから、より多くの市民と市が情報を共有し、市のまちづくりに役立てていく必要がある。						
実施内容	・「責任ある提案」としての基準を整備し、回答に至るまでの手順の再検討(回答期間の見直し等)及び意見と回答を共有化するための方法を検討する。また、公開の場合の個人情報取り扱い事項を確認する。 ・各種広聴事業の利用促進及び新たな「層」に対する広聴事業活用の為のアプローチ。						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	「責任ある提案」としての基準整備	実施	→				
	手順の再検討・個人情報の取り扱い事項の確認	実施	→				
	意見と回答を共有化するための方法の検討	実施	→				
	各種広聴事業のPR	実施	→				
	新たな「層」に対する広聴事業活用の為のアプローチ	実施	→				
効果	・「責任ある提案」基準を明確にすることで、より現実味のある提案が増えることが期待できるとともに、無責任な提案に対する事務負担の軽減が図れる。どのような過程を経て、市民の意見がまちづくりに反映されているという理解を得られれば、市民一人ひとりが具体的なまちづくりに対するアプローチを考える機会につながることを期待できる。 ・回答を公開する事は、より分かりやすい説明をするための努力が必要であり、職員の自己研鑽が期待できるとともに、より多くの市民の意見を市政に反映することができる。						

No	12	実施項目	公文書管理のシステム化				
推進担当課		総務課					
現状・課題		<p>・国において、平成21年度公文書管理法が制定され、平成23年度から施行されることとなった。同法は、国における文書の管理方法を、作成から廃棄、保存まで一貫したルールに統一することを目的としている。また、同法第34条に「地方公共団体の文書管理」として、各自治体に対し、法律の趣旨にのっとり、必要な施策を策定し実施するよう努めることとされた。</p> <p>本市では、「小美玉市文書事務取扱規程」と「小美玉市文書管理手引書」に基づき、公文書の作成・管理を行っている。現行の方式は簿冊による管理方法であるが、先進自治体では、専用ファイルを使用した「ファイリングシステム」を採用している団体が多いが、導入に際してはキャビネット等を全庁的に入替える必要があり、経費総額はシステム構築も含め5,000万円～6,000万円の経費が見込まれる。厳しい財政状況下では、イニシャルコストを抑えた事務事業の見直しが不可欠と考える。今後、更なる検討を踏まえつつ、現在の簿冊管理を継承しながら文書管理のシステム化の早期構築を図り、情報公開に対応した文書目録の作成及び文書管理の体制を確立しなければならない。</p>					
実施内容		<p>・各課の文書取扱主任者を中心として、検討会をつくり簿冊方式での管理運用を今後も実施していくことで良いかの研究、検討を行う。</p> <p>現行の簿冊管理方式でいく場合、規程や手引書に基づく運用をするためには現業事務に負担とならないような管理システムの導入が必要である。(毎年発生する文書の目録作成率は20%程度であり、情報公開の検索一覧となるべき資料が各所管において整備されていない。)職員一人ひとりが取り扱う文書をその都度システムにおいて管理し、文書目録やファイル背表紙が一元的に管理・作成できるシステムの導入を推進する。</p> <p>また、電子決済を視野に入れた文書管理の検討も図る。</p>					
		年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		既存の文書目録情報の整備	実施				
		文書管理システムの導入検討	検討	準備	試行		
		システム運用				実施	
		電子決済の検討				検討	試行
効果		<p>・公文書管理による説明責任の確保。</p> <p>・文書目録作成の事務負担の軽減。</p> <p>・文書ファイル背表紙の自動作成化。</p> <p>・情報公開の検索目録の整備。</p> <p>・市民サービスの向上。</p>					

基本方針 【 】効率・効果的な行財政システムの構築

重点事項 (3)市民サービスの向上と行政運営の効率化

推進項目5 行政サービスの改善

No	13	実施項目	職員の提案制度			
推進担当課	秘書広聴課					
現状・課題	<p>・平成 18 年に小美玉市が誕生すると同時に、「小美玉市職員の提案に関する規程」も定められ、制度化されていたが、この規程の全部を改正し、平成 21 年度より本格的に取り組んでいる。課題としては、取り組んで間もないことから、提案件数及び採用件数ともに少ないことが挙げられる。</p>					
実施内容	<p>・随時、募集することとし、提案の種類は、政策提案、事務改善提案、実績提案とする。</p> <p>・必要に応じて、期限を定めて提案を募集することもできる。</p> <p>・採用された提案は、実施に移されるとともに、その提案事項及び提案者名を公表する。</p> <p>・採用された提案者を褒賞し、特に優れたものには表彰や昇給させることもできる。</p>					
	年度別計画	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	提案の募集	→				
	採用提案の実施	実施				
効果	<p>・市民サービスの向上及び市の活性化及び行政事務の効率化が図られる。</p> <p>・斬新な政策が実現できる。また、職員のアイデアを市政の運営や事務の改善に反映させる、言い換えれば積極的な「まちづくり」への参画を促す。</p> <p>・毎年度、提案 30 件と採用 5 件を目標とする。</p>					

No	14	実施項目	まちづくり特例市制度・権限移譲事務の拡充			
推進担当課	企画調整課、関係各課					
現状・課題	<p>・市町村には行政サービスの一層の拡大・向上が求められていることを踏まえ、市民に身近な事務は市町村が処理できるよう、権限移譲を推進する必要がある。</p>					
実施内容	<p>・移譲事務の内容、事務量、効果等について検討し、必要となる専門的な知識、技術等の習得など、まちづくり特例市の指定と移譲事務の受入体制を整え、拡大する。</p>					
	年度別計画	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
	移譲事務の内容・量・効果等の調査	実施	→			
	受入体制の整備(専門員の確保等)	実施	→			
権限移譲に伴う事務引継ぎ	→					
効果	<p>・事務処理の効率化。</p> <p>・市民の利便性の向上。</p>					

No	15	実施項目	窓口サービスの向上			
推進担当課	市民課、支所総合窓口課					
現状・課題	<p>・本市では、平成22年9月1日より窓口業務時間の延長を試行実施し、窓口サービスの向上に努めてきた。今後も市民ニーズに対応するためには、証明書の交付や申請、手続き業務を一箇所の窓口で対応するサービス体制の検討をすべきである。また、窓口での待ち時間解消を図るため、証明自動交付機設置の調査検討が必要である。</p>					
実施内容	<p>・市民サービス向上のため窓口業務時間の延長を実施する。</p> <p>・市民の利用が多い窓口業務を中心に市民の待ち時間の短縮に向けた取組みを行うなど、可能なものから段階的に受付窓口の集約を進める。(ワンストップサービス)</p> <p>・証明自動交付機設置の検討及び住民基本台帳カードの普及、活用を促進する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	窓口業務時間の延長					→
		実施	評価・見直し			
	ワンストップサービス及び証明自動交付機の設置	検討	計画策定	計画策定	実施	→
	住民基本台帳カードの普及・活用の促進	実施	評価・見直し			→
効果	<p>・効率的な窓口業務運営と行政サービスの強化が期待される。</p> <p>・職員数、経常経費の削減。</p>					

No	16	実施項目	高齢者福祉サービスの見直し			
推進担当課	介護福祉課					
現状・課題	<p>・平成21年3月に「小美玉市高齢者福祉計画」を策定し、“高齢者が安心して暮らせるまちづくり”、“高齢者の社会参加といきがづくり”を施策として、高齢者福祉サービスを計画的に推進している。今後ますます高齢化が進み、認知症や一人暮らしの要援護者の増加が見込まれ、更なる福祉サービスの充実と質的向上が求められている。また、地域で要援護者を支えていくネットワークの構築と醸成を図っていくことが重要となっている。</p>					
実施内容	<p>・新たな高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画を策定する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	各種事業の洗出し・検証					→
		実施			評価・見直し	
	アンケート調査、策定委員会の設置・審議	実施			評価・見直し	→
	計画策定、実施	実施			評価・見直し	→
効果	<p>・社会構造の変化に対応した的確な福祉サービスが提供できる。</p> <p>・市民ニーズに対応した福祉サービスの充実。</p>					

No	17	実施項目	公共交通の見直し			
推進担当課	企画調整課					
現状・課題	<p>・市内の公共交通は、鉄道とバス交通のほか空港が開港したが、市民の生活に欠かせない足となるのは鉄道及びバス交通であり、鉄道はJR常磐線羽鳥駅があるのみである。また、バス交通は8路線が運行しているが主要な幹線道路はおろか、市内の主要な施設や旧町村を結ぶ路線は網羅されていない状況にある。平成21年1月に市民における公共交通の利用に関する大枠の状況を把握する為、生活交通動向調査を実施したが、公共交通離れとマイカー依存は県内の他市町村と同様に進行しており、新たな交通手段の導入に対する関心度はあまり高い状況とは見受けられなかった。しかし、不便を感じている交通弱者も存在することから、慎重な議論を重ね、現在市で行っている福祉分野における巡回バス等の見直しも含め、市にあった有効な手段を見出す必要がある。</p>					
実施内容	<p>・公共交通に関する検討委員会により検討された内容や公共交通ネットワーク検討調査の結果をもとに、アンケート調査等を実施し、様々な交通手段との連携を図りつつ、利便性と効率性に重点を置いた市独自の公共交通ネットワークの構築を図る。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	公共交通検討委員会の開催	実施	→			
市民アンケート調査の実施	→	実施				
効果	<p>・市民満足度の向上及び公共交通機関の活性化。 ・交通エコライフの実現に伴う環境の改善。</p>					

No	18	実施項目	市税等納付機会の拡充			
推進担当課	税務課、医療保険課、介護福祉課					
現状・課題	<p>・市民の納税等の利便性を考慮し、口座振替の推進、コンビニエンスストア収納等、納付機会の拡充を図る必要がある。</p>					
実施内容	<p>・口座振替を推進する。また、関係各課と連携を図りながら、市民の納税等の利便性を向上させるため、コンビニエンスストアからの収納を可能とする。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	コンビニエンスストア収納に関する調査、要綱等の整備	実施	→			
	収納システム改修、業務運用の整理、納付書等の準備		→	実施		
	市民への周知、コンビニエンスストア収納開始				→	実施
口座振替の推進	→	実施				
効果	<p>・コンビニエンスストア収納が可能になると、市民の利便性が向上するとともに、収納率の向上につながる。</p>					

推進項目 6 事務事業の見直し

No	19	実施項目	事務処理マニュアルの作成			
推進担当課	企画調整課、関係各課					
現状・課題	<p>・合併に伴う事務事業の調整については、概ね統一が図られたところである。しかし、新市の状況の変化に対応できていない事務事業や、調整不足により適正な事務効率が図られていない事務事業など、新たに修正などの必要性が求められてきている。</p> <p>このことから、事務事業の見直しを図るとともに、さらに事務事業の効率を図るため、事務処理マニュアルを作成する必要がある。</p> <p>・一層の事務の効率化が求められている中、市民サービスの向上のため所属職員の誰もが迅速な事務処理を行うため、事務処理の手順の統一化が必要である。</p> <p>・また、事務処理マニュアルを作成することで、事務事業に対する効率化が図られ事務事業の見直しにもつながる。</p>					
実施内容	<p>・各事務事業の処理手順を必要に応じ効率化したうえで、体系的に整理し、基本的な事務事業における事務処理マニュアル、よくある質問に対する回答集などの各種マニュアルを作成する。また、マニュアルは随時更新していく。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	事務処理マニュアルの作成	検討	実施			
	各種マニュアルの作成	検討	実施			
事務処理マニュアルの更新			順次実施			
効果	<p>・事務処理の効率化及び事務事業の見直し。</p> <p>・市民の利便性の向上。</p>					

No	20	実施項目	公金収納情報のデータ化			
推進担当課	税務課、会計課					
現状・課題	<p>・収納業務において、自動読取機により消し込み用データを作成しているが、取り扱い数量が多いうえに、読み込めない納付書等があるなど、確認作業に時間がかかっている。</p> <p>・市税等の収納業務において、納付日等の照会については、納付書等を一枚一枚手作業で調べるなど時間がかかったが、データで管理することで、時間短縮が図られる。</p>					
実施内容	<p>・システム内容、精度を鑑みながら導入を検討し、市税等の収納情報をデータ管理する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	公金収納情報のデータ化	調査	検討	実施		
効果	<p>・収納業務の消しこみ作業の効率化が図られる。</p> <p>・照会業務が早くなるとともに、事務の効率化が図られる。</p>					

No	21	実施項目	入札契約制度の改善			
推進担当課	管財検査課					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の建設工事については、条件付一般競争入札を導入しているが、実施件数が少ないので、今後適用範囲を拡大する必要がある。また、指名競争入札は落札率が高止まりのものが多く。 					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争から一般競争入札への移行。条件付一般競争入札の範囲の拡大(価格の引き下げ) ・総合評価落札方式の採用及び電子入札の範囲拡大。 					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	条件付一般入札要綱の範囲拡大	検討	実施			
	総合評価落札方式の実施	順次実施				
	電子入札の範囲拡大	順次実施				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・競争性拡大による落札率の向上。 ・ダンピングによる粗悪工事回避の為、低入札価格に対する調査により適正契約を図る。 					

No	22	実施項目	民間委託の推進			
推進担当課	企画調整課、関係各課					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次実施計画に基づき、事務事業の民間委託化などの民間活力の活用を進めている。厳しい財政状況の中、民間の能力等を活用した市民サービスの向上と事務事業の効率化を図るため、引き続き民間活力の活用の検討を進める必要がある。 ・全庁的に事務事業の民間委託化などの民間活力の活用を推進する必要がある。 					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「民間委託の推進に関する指針」の作成。 ・民間委託の調査・検討、段階的に事務事業の民間委託を実施。 					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	民間委託の推進に関する指針の作成	検討	実施			
	民間委託の調査・検討	検討	実施			
	民間委託の推進	順次実施				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の能力を活用した市民サービスの向上。 ・経費の削減。 					

No	23	実施項目	行政評価システムの確立			
推進担当課	企画調整課					
現状・課題	<p>・行政評価については、施策評価、政策評価、事務事業評価、人事評価など、地方自治体が行う評価の総称であるが、現状では、評価制度が確立していないまたは、各々の評価を個別に評価しており、各評価が連動して機能していない状況である。</p>					
実施内容	<p>・事務事業評価について、事前・途中・事後評価並びに外部評価も含め本市に適した評価方法を確立するとともに、行政が実施する活動については、マネジメントサイクル(Plan-Do-See-Action)を利用し、事業実施による活動内容と成果、取り巻く社会状況などを総合的に踏まえて評価を行い、その結果を今後の施策や事業の改善に反映させ、よりよい行政サービスを行っていく。また、当該評価をベースに、人事研修の推進並びに人事評価などへの連携を図ることにより、行政評価の効率化を確立できるよう検討する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	事務事業の見直し	検討	実施			
	事務事業の評価方法の確立	検討	実施			
事務事業評価の試行	順次実施					
効果	<p>・事務事業のスリム化(無理無駄の削減効果など)。</p>					

推進項目7 ICTの効果的な活用

No	24	実施項目	情報提供の推進			
推進担当課	企画調整課					
現状・課題	<p>・本市では「小美玉市情報公開条例」に基づき、市民から情報公開の請求があった場合に、所定の手続きを経て公文書を公開している。この情報公開制度を利用する必要の無い情報については、市民がいつでも、容易に入手できるようにしておくことが必要であるので、情報公開の姿勢から一歩進んで行政情報を積極的に提供することを平成22年3月から市ウェブサイトを利用して開始している。</p> <p>・膨大な行政情報を全て提供することは、市民側にとっても情報を探しにくいいため、各課で提供する情報を洗い出しするとともに、定期的に情報を更新する必要がある。</p>					
実施内容	<p>・市民にわかりやすく、役立つ情報を多く提供し続けることが重要なので、定期的に各課に情報提供の依頼を行う。また、「情報提供制度案作成作業部会」において、より多くの行政情報を提供するための方法について検討する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
情報提供の推進	実施		見直し			
効果	<p>・情報提供の充実。</p> <p>・公正で開かれた市政の実現。</p>					

No	25	実施項目	チケットオンラインシステムの導入			
推進担当課	生活文化課					
現状・課題	<p>・市の公共ホール3館において行う公演は、発売初日は電話予約のみの受付、翌日からは電話予約及び窓口販売とし、引き換え方法は、市内公共ホールのいずれかの窓口、または現金書留でチケット料金を送付し返送する、という2種類の対応をしている。しかしながら、発売初日に電話が混線状態となり、電話が繋がらない状態となっていることへの苦情が寄せられている。また、繋がらないことですでに売り切れてしまっていると考えられる方も多く、結果としてチケット販売枚数が伸び悩んでしまっているのが現状である。</p> <p>さらには、コンビニ納付やクレジット払いに慣れている方からは 9:00～17:30 の窓口引換対応が不便という声も寄せられているので、チケット購入システムの改善が必要である。</p>					
実施内容	<p>・利用者が、空席状況を確認し、好きな座席を選んで購入することができ、インターネット予約及び決済ができるシステムを導入する。</p> <p>・決済方法は、直接来館のほかにはコンビニ決済・クレジットカード決済ができる。なお、公共ホール3館に対応しており、公演会場とは別の会場でもチケットを発行できる。</p> <p>・システムの利便性の向上や市民ニーズの把握を行い、システムの見直しを図る。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	チケットオンラインシステムの活用	実施		見直し		
効果	<p>・チケット引き換えに関する利便性の向上及びチケット発売初日の電話混線の緩和。</p> <p>・残席をリアルタイムに周知することで、チケットの販売促進につながる。</p>					

No	26	実施項目	電子申請・届出の推進			
推進担当課	企画調整課					
現状・課題	<p>・本市では「いばらき電子申請・届出システム」「簡易申請・申込機能」を利用している。市において行政手続等のオンライン利用が進んでいない理由としては、電子証明書の取得が進んでいないこと、手数料の支払い、添付書類が必要な手続きが多く電子申請のみで手続きが完結しない等が挙げられる。新システムでは、クレジットカード収納への対応が可能となっているが、電子決済は、市町村の「収納管理システム」との連携が必要となるので本市では今のところ未対応になっている。行政手続きのオンライン利用を拡大するには、電子証明書の取得の推進と、添付書類の不用な手続き、料金支払いが無い手続きなどの行政手続等の追加が必要である。</p>					
実施内容	<p>・各種申請、届出のオンライン化手続の拡大を図る。</p> <p>・利用者の促進及び簡易申請・申込システムの利用を推進する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	各種申請・届出のオンライン化手続の拡大	実施				
利用者の促進及び簡易申請・申込システムの利用推進	実施					
効果	<p>・各種申請・届出の手続きにおいて、市民サービスの向上、利便性の向上が図られる。</p> <p>・申請様式の受付や形式審査等の作業の軽減、事務の効率化が図られる。</p>					

重点事項 (4) 公の施設の適正配置と再編

推進項目 8	公の施設の適正化
--------	----------

No	27	実施項目	公の施設の機能・配置の見直し			
推進担当課	企画調整課、関係各課					
現状・課題	・合併に伴う類似した施設が点在する中、厳しい財政状況の中で維持管理費、老朽化施設の建替え経費の発生等の課題も多く、市施設としての存続する事の必要性も含め検討し、そのあり方について見直すことが必要である。					
実施内容	・公の施設のあり方を見直す基本的な考え方を定め、各々の施設の設置目的、類似施設の整備状況、社会状況、市民ニーズの変化、利用率等を踏まえ、施設の必要性、今後のサービスのあり方、適正な運営主体の方法、適正配置などを検討する。					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	各施設の状況調査及び効率的な施設利用の検討	実施				
	適正な運営方法の検討	実施				
効果	・維持管理コストの削減。					

No	28	実施項目	史料館施設の見直し			
推進担当課	生涯学習課					
現状・課題	・小川資料館と玉里史料館の2施設が、合併に伴う類似施設としてある中、その見学者等の利用率の向上や、2つの施設を存続していくことの必要性も含め、そのあり方について見直すことが必要である。施設の存続にあたっては、利用者のニーズを的確に把握し、職員の配置を含め、史料館施設を1つに統合・運営していく方法や、空いた場所を広く市民に貸し出していく方法等も検討していく必要がある。					
実施内容	・市民協働で史料館施設のあり方を見直す基本的な考え方を定め、2箇所の設置目的、社会状況、市民のニーズの変化、利用率等を踏まえ、施設の統合、今後の運営方法などを検討していく。					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	史料館施設の調査、見直し方針の検討	実施				
	見直し指針の策定	実施				
	史料館施設の運営計画の策定、実施		実施			
	統合・配置の見直し・改修工事	順次実施				
適正な運営方法の検討	順次実施					
効果	・管理コストの削減。史料館の利用率及び施設の有効活用による市民サービスの向上。					

No	29	実施項目	市管理公園の管理形態の見直し			
推進担当課	都市整備課					
現状・課題	<p>・市の公園については、市が直接又は民間等に委託して管理運営を行っている。今後、個々の公園に応じた適切な管理のためには、その公園の性格に基づく管理形態を明確にし、積極的な市民参加を推進する必要がある。また、公園の利用状況に応じて、借地により設置された公園については、規模縮小も検討する必要がある。</p>					
実施内容	<p>・公園の性格の整理と管理運営の見直し(地区と協定を結び、無償で管理等)</p> <p>・借地で設置されている公園については、利用状況に応じて規模縮小の検討。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	運営方法の見直し	—————▶				
	借地公園の規模の見直し	—————▶				
効果	<p>・維持管理コストの削減。</p>					

No	30	実施項目	公立幼稚園の再編			
推進担当課	学校教育課					
現状・課題	<p>・小川地区、玉里地区については、1地区1幼稚園で運営されているが、美野里地区については、小学校区に幼稚園が設置されている。しかし、美野里地区の幼稚園については、入園児が年々減少傾向にあり平成18年度は177人に対し、平成22年度は134人と平成18年度と比較し約25%の減員となっている。</p> <p>また、施設についても羽鳥幼稚園については、昭和48年に建築されているほか、その他の3施設についても昭和50年代の建築であるため経年による施設の老朽化が進んでいるほか、保育内容に地域間で一部差異があるなど課題となっている。</p>					
実施内容	<p>・幼稚園の適正配置は、個々の幼稚園の園児数や学級数の推移、地域との関わり、アンケート結果等を参考に、有識者や保護者代表や学校関係者などの声を聞きながら、その方針を定めていく。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	アンケートの実施	—————▶				
	基本方針の検討	—————▶				
	保護者説明会の開催	—————▶				
	適正配置に向けた実施計画の策定	—————▶				
計画実施		—————▶				
効果	<p>・幼稚園教育環境・保育サービスの充実が図られる。また、管理コストが削減される。</p>					

No	31	実施項目	小中学校教育環境の整備			
推進担当課	学校教育課					
現状・課題	<p>・わが国における少子化傾向の影響などから、本市においても公立学校の児童生徒数の減少が進み、複式学級を有する小学校も存在しており今後も、児童生徒の減少は進むものと予測される。</p> <p>小規模の学校・学級では子ども同士の切磋琢磨の機会が減少することや、教科においても一定数の集団を必要とする音楽における合唱・合奏、体育における球技やダンスなどで十分な教育効果が発揮されにくい事態が起こることが予想される。このことは児童生徒の集団活動という観点からも多くの影響を及ぼすことから、学校規模の適正化が課題となっている。</p> <p>また、耐震化や老朽化の施設の建替え経費の発生などの課題もあり、計画的な教育環境整備を図る必要がある。</p>					
実施内容	<p>・学校の適正配置は、個々の学校の児童生徒数や学級数の推移、地域との関わり、アンケート結果等を参考に、学区の見直しを含めて、有識者や住民代表、保護者代表や学校関係者など幅広い分野の方々からなる検討委員会を設置し検討するとともに、地域住民や関係者の声を聞きながらその方針を定めていく。</p> <p>また、耐震化や老朽化等の学校施設に対し、計画的な教育環境の整備を推進する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	検討委員会の設置	→ 実施				
	アンケート調査	→ 実施				
	住民説明会の開催		→ 実施			
	適正配置に向けた実施計画の策定	→ 実施				
	計画の実施		→ 実施			
効果	<p>・教育環境の整備が図られる。</p> <p>・学校規模の適正化が図られる。</p>					

推進項目 9 公の施設の運営方法の見直し

No	32	実施項目	民間活力の導入			
推進担当課	企画調整課、関係各課					
現状・課題	<p>・公共施設としての管理運営のあり方、行政としての関与の必要性などを検証し、市民ニーズを的確に把握しながら、民間活力(指定管理者制度・業務委託)の導入をしていく必要がある。本市には、学校施設以外に51の施設があり、第1次実施計画では、「公の施設に係る指定管理者制度への移行」を実施項目に掲げ推進してきた。</p>					
実施内容	<p>・施設の管理のあり方について、調査・検証し、民間活力(指定管理者制度・業務委託)の導入を進める。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	公の施設の調査、管理のあり方について検討	実施				
	指定管理者制度の導入・推進	順次実施				
	業務委託の推進	順次実施				
効果	<p>・運営経費等の削減。 ・民間の能力等を活用した市民サービスの向上。</p>					

No	33	実施項目	小川温泉寿荘の指定管理者制度への移行			
推進担当課	福祉事務所小川支所					
現状・課題	<p>・当施設は、昭和49年運用開始以来36年が経過しており老朽化も進み設備及び施設関係の維持管理に苦慮している中、利用者からは営業時間の延長、使用料の見直し等の意見が寄せられている。市民ニーズに対応しサービスの充実を図るとともに、現在の財政事情並びに行財政改革を踏まえ調整検討し、指定管理者へ移行する必要がある。</p> <p>・施設の新築等を含めた指定管理者制度への移行についての寿荘運営協議会の開催(H20.7)、整備事業基本計画書作成(H21.3)、実施設計内容説明のための運営協議会(H22.2)、平成22年度～23年度の2ヶ年にて工事発注を予定している。</p>					
実施内容	<p>・平成24年度に指定管理者制度への移行を目指し、具体的な検討を行うとともに、民間委託も併せて検討する。また、指定管理実績の評価を実施する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	指定管理者制度への移行	検討	実施			
	民間委託への推進	検討	実施			
	指定管理実績の評価					実施
効果	<p>・市民サービスの向上とコスト削減を図り、効率的な財源の配分が出来る。 ・営業時間の延長、休館日の検討等の創意工夫により利用者ニーズに対応できる。</p>					

No	34	実施項目	四季健康館・小川保健相談センター・玉里保健福祉センターの指定管理者制度への移行			
推進担当課	健康増進課					
現状・課題	<p>・保健福祉3施設については、各種保健福祉事業を行っており、各施設の施設運営予算及び維持管理に関する業務は健康増進課が行っている。多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間の能力を活用し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを目的として指定管理者制度への移行を進める必要がある。</p> <p>・3施設の個別の課題(施設の充実度、利用形態の内容、利用料金制導入の是非)を検討しながら、移行後は円滑な運営を期さなければならない。</p>					
実施内容	指定管理者制度への移行、指定管理実績の評価。					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	指定管理者制度への移行					
	指定管理実績の評価					
効果	市民サービスの向上、健康増進・福祉業務の充実及び維持管理経費の削減。					

No	35	実施項目	公民館施設等の運営・配置の見直し			
推進担当課	生涯学習課					
現状・課題	<p>・市民の身近な学習・交流の場として、公民館・各センター等の8箇所の施設がある。1施設は農協で管理を行っているが、3公民館は常勤の職員、他の施設は臨時職員で対応しており、合併に伴う類似した施設が点在している状況である。厳しい財政状況の中で施設維持管理費、老朽化施設の建替経費の発生や職員の配置などの課題も多く、市施設としての存在することの必要性を含め検討し、そのあり方について見直す必要がある。また、施設の運営にあたっては、市民ニーズを的確に把握し行う必要がある。</p>					
実施内容	市民協働で公民館類似施設のあり方を見直す基本的な考え方を定め、各々の施設の設置目的、類似施設の整備状況、市民ニーズの変化、利用率を踏まえ、施設の必要性、今後のサービスのあり方、適正な運営方法、適正配置などを検討する。					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	公民館施設等の調査					
	見直し指針の策定					
	運営計画策定、実施					
	統廃合・委託の推進・機能配置の見直し					
効果	市民ニーズに対応する施設の充実及び管理コスト・職員の削減。					

No	36	実施項目	やすらぎの里小川の運営方法の見直し			
推進担当課	生涯学習課					
現状・課題	<p>・文化芸術の施設としてサークル活動や研修等を行っている。敷地面積の広さや施設の点在など他の生涯学習施設とは建設状況が異なり、建設目的にあった施設の有効利用や運営方法の見直し等の課題がある。今後は、施設の有効活用を鑑み、活性化のための施策や目標を掲げるなど、市民との交流・連携の構築が必要である。</p> <p>・市民ニーズを的確に把握し、施設の運営方法について検討していく必要がある。</p>					
実施内容	<p>・市民協働でやすらぎの里小川のあり方を見直す基本的な考え方を定め、各々の施設の設置目的、類似施設の整備状況、市民ニーズの変化、利用率を踏まえ、施設の有効活用を鑑み、今後のサービスのあり方、適正な運営方法などを検討する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	やすらぎの里小川の調査	→ 実施				
	見直し指針の策定	→ 実施				
	運営計画策定、実施			→ 実施		
委託の推進・機能配置の見直し	順次実施					
効果	<p>・市民ニーズに対応する施設の充実。</p> <p>・市民との協働による施設の活性化を図る。</p>					

No	37	実施項目	羽鳥保育所の運営方法の見直し			
推進担当課	子ども福祉課					
現状・課題	<p>・羽鳥保育所は、築40年経過により施設の老朽化に伴い改築が必須である。平成21年度に、これらの問題に、柔軟かつ的確に対応するため、第三者で構成する「公立保育所のあり方検討委員会」を設置し、現状と課題の洗い出しを行い、これらを踏まえ、羽鳥保育所のあり方について検討している。</p>					
実施内容	<p>・羽鳥保育所のあり方について、「公立保育所のあり方検討委員会」の報告を受け、運営方法や環境整備などについて検討し、実施計画を策定する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	羽鳥保育所のあり方について検討	→ 実施				
運営計画策定、実施			検討	→ 実施		
効果	<p>・「建物・設備」「緊急時・災害時」「健康面」の視点から環境を構築し、安心・安全な保育が実施される。</p>					

No	38	実施項目	スポーツ関連施設の運営方法の見直し				
推進担当課	スポーツ振興課						
現状・課題	<p>・スポーツ施設で管理する主なものは、希望ヶ丘公園、農村環境改善センター、小川運動公園、玉里運動公園、B & G海洋センター(玉里・小川)の6施設である。</p> <p>・施設運営にあたっては、市民ニーズを的確に把握し行っていくことが重要であり、費用対効果も含め指定管理者制度や業務の民間委託について検討していく必要がある。</p>						
実施内容	・スポーツ関連施設の管理のあり方について、調査・検証し、民間活力(指定管理者制度・業務委託)の導入を進める。						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	施設の調査、管理のあり方について検討	実施	→				
	指定管理者制度の導入・推進	順次実施				→	
	業務委託の推進	順次実施				→	
効果	<p>・市民ニーズに対応する施設の充実。</p> <p>・管理コストの削減、職員の削減。</p>						

No	39	実施項目	地区運動場など協働管理の推進				
推進担当課	スポーツ振興課						
現状・課題	<p>・野球場等グラウンド関係が7箇所、ゲートボール等の地区運動場が8箇所ある。類似した施設が点在する中、施設の老朽化等が進み、厳しい財政状況の中での施設維持管理費や老朽化施設の建替え経費の発生など課題も多く、市施設としての存続することの必要性も含め検討し、地区運動場などの維持管理について、見直しを行う必要がある。</p> <p>また、協働のまちづくりの視点に立ち、地区や利用団体等と行政が協働して維持管理を図っていく方法も検討していく必要がある。</p>						
実施内容	・市民協働で地区運動場などのあり方を見直す基本的な考え方を定め、各々の設置目的、市民ニーズ、利用率を踏まえ、協働による維持管理・運営方法などを検討していく。						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	地区運動場等の調査	実施	→				
	見直し指針の策定	実施	→				
	運営計画策定、実施			実施		→	
協働管理の推進	順次実施				→		
効果	・地区の一体性の醸成、公共施設の効率的な管理及び管理費の削減。						

No	40	実施項目	学校給食センターの運営方法の検討				
推進担当課	学校給食課						
現状・課題	<p>・学校ごとの調理場方式から、平成22年9月より小美玉学校給食センターが供用開始されたことにより、玉里学校給食センターと併せて、2ヶ所のセンター方式に転換した。今後は、直営で実施している運営等について検討する。</p>						
実施内容	・民間活力(指定管理者制度・業務委託等)の導入など運営方法について検討する。						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	給食センター運営方法の検討	実施					
効果	・効率的な給食センターの運営を図る。						

重点事項 (5) 効率的な組織と職員の意識改革

推進項目10 効率的な組織と広域行政の推進

No	41	実施項目	投票所の再編				
推進担当課	総務課						
現状・課題	<p>・現在、市内40か所の投票所を各種選挙の時に設置している。</p> <p>平成22年度から選挙執行経費の大幅な削減が実施され、平成22年7月11日執行の参議院議員通常選挙では、前回対比で18%、金額で約550万の経費が削減された。</p> <p>・市選挙管理委員会では、3年前から現状の投票区、投票施設の見直しについて検討をしてきた。その結果、段階的に小規模有権者数の投票区について再編見直しを実施しているところであり、関係地区の有権者の方の理解をいただきながら見直しを行うことにより事務費等の削減と事務の効率化を目指すものである。</p>						
実施内容	<p>・段階的に小規模投票区を隣接する投票区へ再編し、40を35投票所程度に再編。</p> <p>第1次 有権者数300人程度の投票所の再編(3か所)</p> <p>第2次 有権者数500人未満の投票所の再編(2か所)</p> <p>関係地区の区長を中心に有権者の方のご理解をいただきながら実施となる。</p>						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	再編の検討	実施					
	関係行政区への説明、周知			実施			
	投票所の再編					実施	
効果	・選挙執行経費の削減。						

No	42	実施項目	組織・機構改革の検討、実施				
推進担当課	総務課						
現状・課題	<p>・権限移譲等による事務事業が増大する中、職員の適材配置や事務分掌の効率化を図り、事務の迅速化や責任の明確化を実現するために、的確な組織機構の改革が適時必要になる。</p>						
実施内容	・組織検討委員会において、行政組織の見直しを行う。						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	組織検討委員会の開催	実施					
	権限移譲等に伴う対応	実施					
組織に関する現状調査	実施						
効果	<p>・行政組織のスリム化。 ・事務の迅速化及び効率化。</p>						

No	43	実施項目	消防行政の広域化				
推進担当課	消防本部総務課						
現状・課題	<p>・消防体制の充実強化を図るため、茨城県は平成20年3月に茨城県消防広域化推進計画を策定し、消防を取り巻く環境の変化や小規模消防本部の抱える課題を解消し、県内の消防体制の充実強化を図り、さらに、行財政の様々なスケールメリットを実現していくには、広域化を推進する必要があると結論付け、県内を5ブロック(県北、県央、鹿行、県南、県西)とする広域化の推進を目指すことが示された。</p> <p>県央ブロックは、5市3町1村で人口約73万人のこのエリアを8消防本部が管轄している。これらの消防本部を一元化し広域化を実現する事により、住民の安全・安心の向上につなげることが重要である。</p>						
実施内容	・茨城県消防広域化推進計画による県央ブロックに属する8消防本部の広域化に係る協議事項の詳細な検討・整理等を図り、平成24年度実現を目指していく。						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	県央ブロックの課題整理・検討	実施					
	(仮称)消防広域化連絡協議会の設置、運営計画の策定	実施					
新体制への移行に関する法的な手続き、準備事務等	実施						
消防広域化の実現		実施					
効果	<p>・市民サービスの向上。 ・消防体制の基盤の強化及び人員配備の効率化、充実。</p>						

No	44	実施項目	(仮称)ごみ処理施設の広域化整備事業			
推進担当課	環境課					
現状・課題	<p>・合併前の旧町村単位で霞台厚生施設組合環境センター(小川・玉里)、茨城美野里環境組合クリーンセンター(美野里)と2つのごみ処理施設があるが、霞台については平成6年3月、茨城美野里については昭和61年3月竣工と施設の老朽化は否めない状況にある。一般的に焼却炉の耐用年数は20年と言われており、施設の大規模改修工事をしながら運転している状況である。</p>					
実施内容	<p>・平成30年度までに「循環型社会形成推進交付金制度」を活用し、茨城町・小美玉市・石岡市・かすみがうら市・土浦市・茨城美野里環境組合・霞台厚生施設組合・新治地方広域環境組合のエリアの中に新たなごみ処理施設の建設を検討する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	任意の協議会の立上・基本計画の策定	→				
効果	<p>・広域的にごみ処理をすることによる人件費等のコスト削減や、焼却熱を利用した発電施設を併設するため、地球温暖化対策にも貢献できる。</p>					

No	45	実施項目	消防救急無線並びに消防指令業務の広域化			
推進担当課	消防本部通信指令室					
現状・課題	<p>・平成15年10月の電波法関係審査基準の改正により、現在運用している消防救急無線を平成28年5月31日までにアナログ無線からデジタル無線へ移行することが義務化されており、デジタル化にあたって、茨城県策定の整備計画に基づき協議を重ねている。</p> <p>本市の消防指令システムは、平成14年に運用を開始し8年を経過、機器の老朽化による不具合も懸念されることから新指令システムの構築が必要であり、デジタル化移行費用の節減のため、消防救急無線の広域化・共同化及び共同運用を推進し、平成28年度からの運用開始を目指している。</p>					
実施内容	<p>・総務省消防庁の推進事項及び茨城県策定の整備計画に基づき、消防救急無線の共同整備、消防指令センターの共同整備及び共同運用を図るもので、今後、茨城県を中心とした協議の中で、整備スケジュール等が明確化される予定である。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	消防救急無線の共同整備の調整、検討	→				
	消防指令センターの共同整備の調整、検討	→				
共同運用調整、検討	→					
効果	<p>・指令システム、デジタル無線機を共同整備することにより経費縮減。</p> <p>・個人情報等の秘匿性の向上。</p> <p>・基地局の共同利用により無線通信不感地帯の解消。</p>					

推進項目 11 定員管理と給与等の適正化

No	46	実施項目	定員管理の適正化			
推進担当課	総務課					
現状・課題	<p>・厳しい財政状況の中、定員の適正化による効率的な行政運営の構築は必要不可欠なものであり、第1次実施計画においても検討され、実施してきている。</p> <p>平成18年3月策定の定員適正化計画による職員数削減は、すでに計画値を大きく上回り達成しているが、今後は、事務事業にあった適正で合理的な職員配置を行う定員管理の計画が必要である。</p>					
実施内容	<p>・新たな定員適正化計画を策定し、適正な職員数による合理的な運営を図る。</p> <p>・民間活力を導入するなど、効率的な職員数を維持する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	定員適正化計画の策定	→				
	合理的な職員の配置	→				
効果	<p>・職員数の適正化。</p> <p>・合理的な職員の配置。</p>					

No	47	実施項目	特殊勤務手当の見直し			
推進担当課	消防本部総務課					
現状・課題	<p>・特殊勤務手当について、時代の変化を踏まえ、必要性及び妥当性を改めて検証する必要がある。</p>					
実施内容	<p>・制度の趣旨と、本来の目的を勘案するとともに、時代の変化に伴う特殊性の有無を他自治体などを参考に検討し、計画的に見直しを図っていく。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	他自治体の調査	→ 実施				
	見直し方針検討		→ 実施			
計画実施			検討	→ 実施		
効果	<p>・特殊勤務手当の適正化。</p>					

推進項目 12 職員能力と資質の向上

No	48	実施項目	職員研修の充実				
推進担当課	総務課						
現状・課題	<p>・研修は、人材育成基本方針に沿った個々の能力開発を目的に有効かつ計画的に実施している。権限移譲等による事務事業においては、専門的知識が必要であり、そのノウハウを習得する研修が今後必要になってくる。</p> <p>・研修を通して、向上しようとする意欲や真摯に取り組もうとする意識改革が重要である。</p>						
実施内容	・茨城県自治研修への派遣及び市独自の研修を実施し、全ての職員に共通する基礎能力の向上を図る。また、専門的知識の習得に必要な研修への参加を促進する。						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	計画的な自治研修への派遣					→	
	実施						
	市独自の研修の開催					→	
実施							
専門講座等の研修参加促進					→		
実施							
効果	<p>・職員一人ひとりの資質の向上。</p> <p>・市民サービスの向上はもとより、行政経営の向上につながる。</p>						

No	49	実施項目	人事評価(勤務評定)制度の導入				
推進担当課	総務課						
現状・課題	<p>・人事評価制度の構築に向けて、平成 20 年度から施行期間として人事評価マニュアルの作成、職員に対する研修等を実施してきた。2 ヶ年の施行期間を経て本格的に導入を図る時期ではあるが、評価者の評価基準や被評価者の目標設定項目、目標達成水準等にかなりバラツキがあるため本格導入には至っていないのが現状である。</p> <p>評価者からは「人が人を評価するのは難しい」「好き嫌いで評価してしまう」「部下が多く評価しきれない」といった声もあり、評価の統一を図ることが課題である。</p>						
実施内容	・施行期間中の反省を活かして、「人事評価」を「勤務評定」の観点からも見直しを図り、新しい人事評価制度の導入を進める。チャレンジシートの一部見直し及び新しい人事評価制度の試行、評価者の研修、人事、給与への反映。						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	チャレンジシート一部見直し及び新しい人事評価制度の試行					→	
	実施						
	評価者の研修					→	
実施							
人事、給与への反映					→		
実施							
効果	・職員の能力・実績に基づいた人事管理及び職員の意識改革と資質の向上。						

基本方針【 】時代に即応した行財政運営の確立

重点事項 (6) 自主財源の確保

推進項目 13	収納率の向上
---------	--------

No	50	実施項目	市税等の収納率の向上				
推進担当課		税務課					
現状・課題		<p>・長引く景気低迷の影響で大幅な収納率の向上は難しい現状であるが、自主財源の確保と市民負担の公平性を保つため、現年度分対策として自主納付の推進、滞納繰越分対策として納付催告及び財産調査の実施をしているが、依然として滞納者の増加に歯止めがかからない状況である。</p>					
実施内容		<p>・滞納処分(不動産、預金、給与等の差押え)の法的処置を実施し徴収率の向上を図る。 ・茨城租税債権管理機構の積極的活用。 ・収納嘱託員の活用。</p>					
		年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		自主納付の推進	実施				→
		滞納処分の強化(公売等)	実施				→
効果		<p>・収納率の向上。 ・納税者間の公平性の確保。 ・市税等の収納率 90%以上を維持する。</p>					

No	51	実施項目	公営住宅使用料の徴収対策強化				
推進担当課		都市整備課					
現状・課題		<p>・住宅使用料の滞納が慢性化している高額滞納者は、全体の1割(約30戸)となっており、更なる住宅使用料の徴収率の向上並びに滞納の解消が課題となっている。 景気の停滞により、住宅に居住する方の所得が向上せず、生活苦のため家賃の滞納につながることも多く、滞納の解消には至っていない状況である。</p>					
実施内容		<p>・管理条例、家賃滞納整理規定の遵守。 ・住宅使用料の口座振替の推進。</p>					
		年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		管理条例、家賃滞納整理規定の遵守	実施				→ 評価・見直し
		住宅使用料の口座振替の推進	実施				→ 評価・見直し
効果		<p>・徴収率の向上による市財政の確保。 ・住宅使用料の公平な負担。</p>					

推進項目 14 受益者負担の適正化

No	52	実施項目	受益者負担、使用料、手数料等の適正化の推進			
推進担当課	健康増進課					
現状・課題	<p>・四季健康館の健康風呂及びその他の施設使用料については、第1次実施計画において検討され、高齢者施策による市民負担増や介護予防対策などの点から、現行料金体系に据え置くこととしたところである。</p> <p>使用料金収入の推移については、平成20年度5,785,360円、平成21年度5,286,270円と減少傾向にある。減少要因については、入場者数は微増しているが、健康風呂有料入場者数が減少傾向にあることに起因している。</p> <p>施設使用料の改定については、これまでの検討経過及び総合的な福祉行政の観点から慎重に検討する必要がある。</p> <p>・保健福祉施設の運営に関しては、指定管理者制度への移行を検討中であるが、その中で、新たな使用料金体系を設けることの検討も行う必要がある。</p> <p>また、各種検診受診料金についても、受診率の向上を図りながら、近隣市町村の動向も考慮し引き続き受益者負担の適正化を図っていく必要がある。</p>					
実施内容	<p>・指定管理者制度移行に伴う施設料金体制の改定。</p> <p>・施設料金体制の見直し。</p> <p>・各種検診受診料金の検討・見直し。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	指定管理者制度移行に伴う施設料金体制の改定	→ 実施				
	施設料金体制の見直し					→
効果	各種検診受診料金の検討・見直し					→
	順次実施					
効果	<p>・受益者負担の公平性。</p> <p>・指定管理者制度移行による経費の節減。</p>					

No	53	実施項目	施設・備品使用料等の見直し			
推進担当課	生活文化課					
現状・課題	<p>・合併に伴い公共ホールの施設使用料・備品使用料の統一化を図るため、第1次実施計画では「受益者負担、使用料の適正化の推進」を実施項目として実施し、使用料等の見直しをしてきた。しかし、現在の使用料が適切な金額であるのか、それを判断する基準が設定されていない。施設を利用する人、利用しない人、また、利用者間における不公平が生じないように、「受益者負担の原則」を柱とし「統一的な使用料算定ルール確立」「減免規定の見直し」などの原則的な考え方及び統一的指標として「施設使用料見直しの基本方針」が必要である。</p>					
実施内容	<p>・施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が応分の負担(使用料等)をすることによって、利用しない人との負担の公平性が確保される「受益者負担の原則」を推進する。利用者に応分の負担を求めるため、使用料の算定を明らかにすることは重要なことであり、また、公共サービス(減免)を提供することで施設の利用促進などに一定の効果を上げているが、本来的な負担の公平性を損なう恐れもあるので、受益と負担の公平性を保つため、使用料のあり方を見直し受益者負担の適正化を推進する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	施設・備品使用料等の見直し					
		実施				
効果	<p>・使用料のあり方を見直していくことで、将来にわたって安定したサービスの提供。 ・市民が適正に負担を分かち合いながら、施設を長く大切に守っていくという観点からも、受益者負担の原則に立った公平性の確保。</p>					

推進項目15 新たな財源の拡充

No	54	実施項目	未利用地財産の処分			
推進担当課	管財検査課					
現状・課題	<p>・新たな財源の確保を図るため、市の所有する財産について、利用見込みのない土地の売却を検討する必要がある。 ・先着順式や入札方式の販売方法では、問題の残る場合も考えられるため、物件ごとに個別の検討が必要となってくる。</p>					
実施内容	<p>・購入予定者が、投機ではなく、真に必要なか否か等の審査を行い、市所有の財産を売却する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	未利用地財産の売払い					
		実施				
効果	<p>・自主財源の確保及び草刈等に伴う財産管理経費の削減。</p>					

No	55	実施項目	企業誘致による税収・雇用の確保				
推進担当課		商工観光課					
現状・課題		<p>・自治体間の企業誘致競争が過熱しており、組織体制や助成措置の格差が拡大している中、本市は企業誘致に関する振興策に力を入れている。</p> <p>しかし、企業誘致には、中長期的な計画が不可欠であり、現在の組織体制では、県や関係機関と連携した広域的な情報交換を頻繁に行うことは難しく、変化が激しい企業ニーズに適切に対応していくことは厳しい状況にある。</p> <p>今後は、体制整備を図り、引き続き企業訪問の効率化に努め、より一層の誘致活動を推進していく必要がある。</p>					
実施内容		<p>・企業訪問の効率化を図るため、企業誘致戦略プランの策定を始めとする誘致活動の強化を推進するとともに、他市町村との差別化を図るためにも、民間ノウハウの活用や茨城県を含めた官民一体となった戦略的な企業誘致推進活動に取り組む。</p> <p>・ターゲット業種・企業のリストアップ、県と連携した関西・中京地区の企業訪問強化</p> <p>・ワンストップサービスの実施（企業誘致体制の一元化）</p> <p>・民間ノウハウの活用の調査・実施</p> <p>・企業誘致連絡協議会や民間デベロッパー等との関係を築き、官民一体となった企業誘致活動を実施</p> <p>・産学官連携による企業誘致戦略の調査・実施</p>					
		年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		ターゲット業種・企業のリストアップ	実施	→			
		県と連携した関西・中京地区の企業訪問強化	検討	実施	→		
		ワンストップサービスの実施（企業誘致体制の一元化）	検討	実施	→		
		民間ノウハウの活用の調査・実施		検討	実施	→	
		官民一体となった企業誘致活動を実施		検討	実施	→	
		産学官連携による企業誘致戦略の調査・実施			検討	実施	→
効果		<p>・周辺地域に、所得、雇用、人口等の増加が見込まれる。</p> <p>・空港テクノパークへの進出企業を中核として、競争力のある産業集積が形成される。</p> <p>・新たな税収の創出。</p>					

重点事項 (7)経費の節減合理化等財政の健全化

推進項目 16 計画的な財政運営

No	56	実施項目	中長期的な財政計画の策定			
推進担当課	財政課					
現状・課題	<p>・市総合計画前期基本計画(平成20年度～24年度)実施計画の財源根拠として、中期財政計画(平成20年度～24年度)は策定済ではあるが、毎年前年度の決算等を分析し、ローリングをかけながら見直しを図っている。景気動向や国の制度改正等により、収入を的確に予測するのは困難な状況にあり、計画策定後でも、毎年見直しをせざるを得ない状況である。今後は、中長期的な視点に立ち、計画的な財政運営を図るため財政計画の策定が必要である。</p>					
実施内容	<p>・財政の分析及び中長期的な財政見通しの検討。 ・実施計画の策定にあたり、市総合計画後期基本計画(平成25年度～29年度)の整合性を図るため、人件費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、公債費等の中長期的な見込みを示すため中長期的な財政計画を策定し健全な財政運営を図っていく。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	財政の分析及び中長期的な財政見通しの検討	→ 実施				
	計画策定			→ 実施		
効果	<p>・持続可能な財政運営。 ・財政に関する課題の把握及び財政健全化の推進。</p>					

No	57	実施項目	地球温暖化防止実行計画の策定			
推進担当課	環境課					
現状・課題	<p>・地球温暖化防止実行計画を策定し行動プログラムを遂行することは、喫緊の課題であり、早急な対応が必要である。本市は、まだ未策定であったため、合併前の旧町村で運用していたものを活用している。地球温暖化に対応すべく本市の防止実行計画を早急に策定し、計画を推進していく必要がある。</p>					
実施内容	<p>・環境対策における二酸化炭素の排出量の計算等は専門的知識が必要なため、専門機関に委託し総合的に計画を策定する。計画を基に進行管理を推進し、環境対策の充実を図る。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	計画策定	→ 実施				
	計画実施・進行管理		→ 実施			
効果	<p>・温室効果ガスの排出量の削減及び光熱費・燃料費の削減。 ・市全体の環境対策の推進。</p>					

No	58	実施項目	財務書類の作成及び公表			
推進担当課	財政課					
現状・課題	<p>・公会計改革により、平成 21 年度にバランスシート等の財務4表を総務省改訂モデルで作成し、ホームページで公表している。</p> <p>改訂モデルの場合、資産評価が昭和 44 年度以前は反映されていなかったり、減価償却が大雑把だったりと資産の部分が正確性を欠いていたため、今後は、資産台帳の整理を図り、正確な財務 4 表の作成が必要である。</p>					
実施内容	<p>・資産評価の正確性を高めるために、市所有資産の洗い出し作業を各課と協力しながら進めていく。</p> <p>・正確でわかりやすい財務書類の作成、公表を図り、市の財政状況を市民に公表する。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	市所有資産の洗い出し	→				
	実施					
	財務4表の作成、公表	→				
	実施					
効果	<p>・市の所有資産、負債等が把握でき、財政健全化に資する。</p> <p>・市民に市の財政状況を公表し、説明責任を果たす。</p>					

No	59	実施項目	予算枠配分方式の定着			
推進担当課	財政課					
現状・課題	<p>・平成 21 年度予算から物件費、維持補修費、補助費をメインに各部へ枠配分を実施し、また、繰出金、普通建設事業については限度額を設定し配分し、一定の効果を上げている。課題としては、同一事業に対して何年か減額の枠配分を設定していくと、数年でこれ以上減額できないところまで行き着くことになる。</p>					
実施内容	<p>・予算枠配分方式は、本格的に実施してまだ2年目なので、継続して更なる効率化に努める。予算枠配分方式の定着により、計画的な財政運営の推進を図る。</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	枠配分方式の実施	→				
	実施					
	評価・見直し	→				
	実施					
効果	<p>・計画的な財政運営を行い、平成 27 年度からの交付税減額に耐え得る財務体質の強化を図る。</p> <p>・事務事業の見直しや職員の意識改革の向上につながる仕組みの構築になる。</p>					

No	60	実施項目	公共工事のコスト縮減				
推進担当課	管財検査課						
現状・課題	<p>・厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的かつ効果的に公共事業を執行することで、着実な社会資本の整備を行う必要がある。</p> <p>このためには、国、県における公共工事コスト縮減の具体的施策を積極的に取り入れ、公共工事のコスト縮減を推進する必要がある。</p>						
実施内容	<p>・公共工事のコスト縮減対策に関する施策を策定する。</p> <p>・新たな施策に基づくコスト縮減を実施する。</p>						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	公共工事のコスト縮減対策に関する施策の策定	実施					
	新たな施策に基づくコスト縮減	実施					
効果	<p>・工事コストの縮減及び将来の維持管理費の縮減。</p> <p>・規格の最適化による工事費の縮減。</p>						

No	61	実施項目	工事成績表の有効な活用				
推進担当課	管財検査課						
現状・課題	<p>・発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。</p> <p>・「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」の骨子の第一でもあることから、より一層の透明性、公平性の確保と公共工事の品質の確保が重要となってきている。</p>						
実施内容	<p>・有資格者名簿作成に際しての資格審査を実施する。</p> <p>経営状況や施工能力に関する事項だけでなく、工事实績や工事成績評定結果等を活用する。</p> <p>・総合評価落札方式による発注を実施する。</p> <p>過去の工事成績評定点に活用する。</p>						
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	有資格者名簿作成の資格審査	順次実施					
	総合評価落札方式による発注	順次実施					
効果	<p>・公共工事の品質確保の促進。</p>						

No	62	実施項目	公用車の適正配置の推進			
推進担当課	管財検査課					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の適正管理に努めているが、老朽化した車両等があり計画的に整備を図る必要がある。 ・供用できる公用車の集中管理をはじめ、効率的な運用を図り、公用車の削減を行うとともに、老朽化した公用車の定期的な更新に努める。 					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年の削減目標台数を最低2台とし、5年の計画期間で合計10台以上を削減し、公用車の適正配置を図る。 ・燃費や環境対策の観点からエコカーの導入を検討し、長期使用による老朽化した車両の更新を推進する。 ・公用車の集中管理を進め、運転管理台帳、予約システムの管理徹底による効率的な運用を図る。 					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	公用車の適正配置	—————▶				
		順次実施				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車削減による経費の削減。 ・公用車の効率的な運用。 					

推進項目17 補助金の適正化

No	63	実施項目	補助金等の見直し			
推進担当課	企画調整課、財政課					
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年に市補助金等審議会が設置され、10月に答申が市長へ提出され、その答申に基づき、補助金交付基準が示され補助金の適正化、見直しが図られてきている。さらに、補助金交付団体の財政状況を把握し、活動内容や実績を十分踏まえた上で、交付による効果を把握・検証し、補助金の整理を図り、補助金の額の見直しを検討する必要がある。 					
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企画調整課で市民からなる補助金等審議会を再度立ち上げ、補助金の適正化、見直しを図る。 ・財政課で補助金等審議会での結果を予算に反映させるとともに、各課の補助金に対する自己評価診断表を基に、再評価を実施し予算に反映させる。 					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	補助金等審議会の設置、補助金の見直し	—————▶				
	補助金等見直し作業	—————▶				
	予算への反映	—————▶				
		実施				
		実施				
		実施				
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の適正化を図る。 ・市民が納得する補助金交付制度を確立する。 					

推進項目 18 地方公営企業等の経営健全化

No	64	実施項目	下水道事業の効果的な普及の推進				
推進担当課		下水道課					
現状・課題		<p>・生活排水の処理は下水道 3 事業（公共下水道、農業集落排水施設、特定地域生活排水処理施設）により進めている。</p> <p>平成 21 年度末の普及率は約 40%であり、茨城県策定の「生活排水ベストプラン」によれば、短期計画（平成 27 年度）として 61.4%を目標としている。</p> <p>しかしながら、これらの事業はいずれも多額の事業費を必要とすることから、今後の整備は、単に普及率に拘ることなく、財政状況を勘案しながら特に事業効果の高い地域を中心とする取り組みが重要である。</p>					
実施内容		<p>・事業効果の高い地域の整備として以下の取り組みを展開する。</p> <p>大規模住宅団地の公共下水道への切り替え接続</p> <p>現在、大型浄化処理施設で集中処理を行っている大規模住宅団地が公共下水道に接続できるようにするため、汚水幹線の延伸と枝線整備を推進する。</p> <p>（希望ヶ丘住宅、竹原横町、田中台、小川ニュータウン、谷中台、その他）</p> <p>汚水処理の困難な住宅開発地の特定化と整備事業の選定</p> <p>浄化槽の切り替え困難な住宅団地が顕在化しつつある中、実態を明らかにする調査を行うとともに整備手法を検討する。</p>					
		年度別計画	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
		大規模住宅団地の公共下水道への切り替え接続	→				
			順次実施				
		汚水処理の困難な住宅開発地の特定化と整備事業の選定	検討	検討	→		
					実施		
効果		<p>・現在、生活排水を大型浄化処理施設で処理している大規模住宅団地等を処理区域とし、公共下水道への切り替えを進めることで普及率と接続率の一体的向上、100%の下水道加入が期待できる。</p> <p>・生活環境や公衆衛生の改善。</p> <p>・下水道事業の経営健全化の推進。</p>					

No	65	実施項目	病院事業会計の適正化			
推進担当課	医療保険課					
現状・課題	<p>・病院事業は、行財政改革への取り組みにより、平成20年度から医療センターに指定管理者制度を導入している。このように、医療センターの運営は、公設民営の状況になったわけであるが、市の病院事業会計は、指定管理者制度を導入し、実際の業務が市から切り離されても存続しなければならないものである。</p> <p>しかし、指定管理者制度は利用料金制を採用していることで、病院事業会計における事業収入は、ほとんど無い状況となっている。支出については、職員給与をはじめとする経常経費が存在している。事業収入が無いなかで、費用支出が存在していることで、病院事業会計は、独立採算とはなっていない状況にある。つまり、現在の病院事業会計は、一般会計からの繰入れがなければならない状況となっている。</p> <p>今後、病院事業会計の適正化を図る上では、一般会計からの繰入れの縮減を図り、計画的な抑制を行っていく必要がある。</p>					
実施内容	<p>・病院事業会計の適正化に向けた、一般会計繰入れ計画の策定。</p> <p>・第1次一般会計繰入計画 (平成24年度までの指定管理者制度を見据えたもの)</p> <p>・第2次一般会計繰入計画 (平成25年度からの指定管理者制度を見据えたもの)</p>					
	年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	第1次一般会計繰入計画	策定・実施	→			
第2次一般会計繰入計画	検討	策定	→	実施	→	
効果	<p>・病院事業会計の適正化。</p> <p>・一般会計からの繰入金金の抑制。</p>					

No	66	実施項目	水道事業の定員管理の適正化・組織体制の見直し・人材の育成				
推進担当課		水道局水道課					
現状・課題		<p>・事務所の統合、事務事業の一本化、システムの統合、水道料金の統合、水道事業の一本化と段階的な事務事業の適正化を進めていくことにより、平成14年度の18人から平成17年度の14人、そして平成22年度の業務委託を機会に10人と定員管理を進めてきた。</p> <p>今後も市の定員適正化計画に基づいた組織体制を維持しながらも、水道事業の施設老朽化による更新事業に対応していくための体制作りとして、現在の施設係が管路も浄水施設も一緒の体制には定員として限界があり、時代に即した改善に向けた組織の見直しが急務の課題となっている。</p> <p>また、水道事業は市民の健康と生活を守る上で一般行政職と比較して特に専門性が求められており、職員の経験不足・技術不足はこれまで培ってきた水道事業への信頼を損ねることが懸念される。</p> <p>・今後も経営効率を高めるために外部委託を進めながら、「安全・安心」に係る根本的な業務については、民間に委託せず水道事業者の重要な責務として継承していく必要がある。</p>					
実施内容		<p>・業務の民間委託内容の見直し。</p> <p>・組織の見直しと勤務形態の多様化の検討。</p> <p>・人材の計画的な育成。</p>					
		年度別計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		業務の民間委託の総点検	検討	実施			
		組織の見直しと勤務形態の多様化の検討	検討	実施			
		人材の計画的な育成	検討	実施			
効果		<p>・法定技術者及び水道技術管理者等の有資格率の増。</p>					

No	67	実施項目	水道事業の財務状況・経営状況公表とお客様サービスの拡充				
推進担当課		水道局水道課					
現状・課題		<p>・合併後の業務効率化に伴い、平成 21 年度より小美玉市水道事業として一本化され、財務・経営状況も一本化された。それに伴い、公会計制度改革に伴う各種情報の提供はアカウントビリティの実現としても重要な要素とされている。</p> <p>特に水道事業の経営面においては、独立採算制に基づく公営企業としての経済性を発揮することが使命として求められていることから、各種の財務状況の公表を行いながら、市民に理解をいただきながら各種の事業を展開する事で、公共の福祉の増進に努める必要がある。</p> <p>・これまでに水道事業では、口座振替の推進やコンビニ収納の実施を展開し、更に平成 22 年度より料金対策として民間活力の導入を図ることで、未収金対策への強化を図ってきた。</p> <p>・今後は、更なる数値の改善を目標としながら、お客様サービスの拡充のひとつとして、公共料金のクレジットカード払いの検討により、各種ポイントサービスの検討を行い、利便性の向上等を図る必要がある。</p> <p>また、経営の根幹を成す適正料金の検討も順次実施し、経営の安定に努める。</p>					
実施内容		<ul style="list-style-type: none"> ・財務情報等の公表。 ・未収金対策の強化。 ・適正料金の確保。 ・お客様サービスの拡充。 					
		年度別計画	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
		財務情報等の公表	→				
		実施					
		未収金対策の強化	→				
		実施					
		適正料金の確保	検討	→			
			実施				
		お客様サービスの拡充		検討	→		
				実施			
効果		<ul style="list-style-type: none"> ・未収金の減少。 ・納付機会の拡大によるお客様サービスの向上。 ・適正料金による財政基盤の強化。 					